

資料75-3-2



諮問第2031号
平成22年12月21日

情報通信審議会

会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣

片山 善博

諮問書

下記について別紙により諮問する。

記

放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件

諮問第 2031 号

放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件

1 諮問理由

放送は、日頃から国民生活に必需な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事について重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つとなっており、放送の業務に用いられる電気通信設備に起因した放送の業務への支障を防ぐことが重要となっている。

このことから、平成 21 年 8 月に貴審議会から受けた「通信・放送の総合的な法体系の在り方」（情報通信審議会平成 20 年諮問第 14 号）の答申では、「新たな法体系においては、緊急災害時はもちろんのこと、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届けるために極めて高い安全・信頼性が求められる放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当」とされているところである。

同答申を踏まえ第 176 回臨時国会に提出し、同国会において成立した放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）において、放送中止事故の防止など、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、放送の業務に用いられる電気通信設備に対して技術基準を定めるとともに、放送事業者に対し、当該設備の技術基準適合維持義務を課す規定が整備された。

以上のことから、放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障による放送中止事故を防止し、安全・信頼性を確保するため、新放送法を施行する上で必要となる、放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件

3 答申を希望する時期

平成 23 年 4 月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の整備

放送は、緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届ける高い公共性を持ち、安全・信頼性が求められることから、技術基準適合性を参入時に審査し、設備の維持や設備の改善命令、重大事故の報告に係る規定を整備する。

放送法改正の概要（安全・信頼性関連）

- 基幹放送及び登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備に対し、次の事項が確保されるよう技術基準を定めるとともに、免許、認定又は登録において審査する。（技術基準：新放送法第111条、第112条、第121条、第136条、免許等：新電波法第7条、新放送法第93条、第126条）
 - ① 設備の損壊又は故障により業務に著しい支障を及ぼさないようにすること（放送中止事故の防止など、安全・信頼性の確保）
 - ② 放送の品質が適正であるようにすること（標準方式など、現行と同じものを想定）
- 設備を技術基準に適合するよう維持することを求め、適合していない場合には、設備の改善を命ずることができることとする。（新放送法第114条、第123条、第138条）
- 設備に起因する重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない旨の規定を設けることとする。（新放送法第113条、第122条、第137条）